

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年4月から11年3月まで  
平成10年3月で会社が閉鎖になり、前年も国民年金保険料の免除を受けていたので、翌月市役所に申立期間の保険料について免除申請の手続を行ったところ、40歳代の女性職員からはがきを渡され、「記入の上投函してください。」と言われた。はがきをもらって帰り、記入して実家近くのスーパーにあるポストに投函した。はがきを出したのに申立期間が免除となっていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の前年に国民年金保険料の免除承認を受けていたので会社が倒産した直後の平成10年4月にA市役所に申立期間の免除申請手続に出向いたところ、窓口で免除申請のはがきを渡され、「はがきに記入して投函してください。」と担当者から言われ、元夫と連名で実家近くのスーパーのポストに投函したとしており、申立人の主張は具体的でかつ鮮明である。

また、申立人の元夫は、申立人が元夫の平成7年11月から10年3月までの国民年金保険料の免除申請の手続も行い、申立期間の免除申請については申立人が元夫との連名で記入して出したと証言している上、申立人は、申立期間の前年及び申立期間直後においても、国民年金保険料の免除申請を行っていることから、申立人の免除申請手続に対する意識は高かったものと考えられる。

さらに、A市は、通常、免除申請は、窓口で受け付けるものと考えられるが、何らかの理由によりはがきによる提出の指導を行う場合もあるとしている上、市の出先機関では免除申請のはがきを渡していたとしていることから、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料の免除申請手続を行った可能性が高い。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年4月20日から同年6月1日までの期間及び同年7月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を同年6月1日、資格取得日に係る記録を同年7月1日とすることが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、平成元年4月を12万6,000円、同年5月を9万8,000円、同年7月を10万4,000円、同年8月を12万6,000円、同年9月を9万8,000円、同年10月を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月17日から同年10月1日まで  
② 昭和61年4月17日から同年10月27日まで  
③ 昭和62年4月26日から同年8月18日まで  
④ 昭和63年5月1日から同年9月1日まで  
⑤ 平成元年4月20日から同年11月1日まで

申立期間①から⑤までについて、A社から連絡を受け、C、D、E方面で仕事をしていたが、当該期間については、国民年金に加入し保険料を納付していた。

平成元年ごろ、A社F作業所からもらった源泉徴収簿兼賃金台帳の写しにより、申立期間⑤について厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できた。ほかの申立期間についても同様に控除されていたと思うので、すべての期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言及び申立人がA社F作業所から受け取った平成元年度

の源泉徴収簿兼賃金台帳の写しにより、申立人が申立期間⑤において同社に勤務していたことは推認できる。

また、前述の源泉徴収簿兼賃金台帳の写しにより、申立期間⑤のうち、平成元年4月、同年5月及び同年7月から同年10月までの期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できるとともに、同年6月については給与が支払われていないことが確認できる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、源泉徴収簿兼賃金台帳の写しから、平成元年4月は12万6,000円、同年5月は9万8,000円、同年7月は10万4,000円、同年8月は12万6,000円、同年9月は9万8,000円、同年10月は11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間⑤に係る厚生年金保険料を納付する義務の履行については、オンライン記録における資格喪失日が平成元年4月20日となっており、雇用保険の記録における資格喪失日の翌日となっていることから、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って資格喪失日を記録したとは考え難い上、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、資格取得日が元年11月1日と記載されていることから、事業主がオンライン記録どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失及び取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る元年4月、同年5月及び同年7月から同年10月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①から④までについては、同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人が勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 55 年 3 月まで

昭和 50 年 4 月 30 日に、勤務していた店の店主である伯父と一緒に A 市 B 区役所へ行き、国民年金加入手続を行い、申立期間は、伯父が給与天引きで、国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していた店の店主である伯父と A 市 B 区役所に出向き、国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、給与天引きにより、伯父が国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の伯父は既に死亡している上、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与していないため、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、移転後の住所地で昭和 55 年 7 月に加入手続が行われるまでは、申立期間は未加入期間であったと推認されることから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、住み込みの従業員であった申立人の同僚は、申立人の保険料納付については不明としながらも、国民年金については、自ら加入手続を行うとともに、保険料を納付しており、国民年金保険料を事業主により給与天引きされた記憶は無いとしている。

加えて、申立人及び申立人の伯父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 9 月から 44 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月から 44 年 6 月まで

昭和 43 年 9 月 28 日付けでA社を退社し、実家に帰り両親と兄夫婦と同居していた。44 年 7 月 16 日付けでB社に採用になるまで個人経営の事業所に勤務していたが、社会保険は無く、国民健康保険に加入していた。

この期間については、同居していた兄の国民年金保険料は納付済みとなっており、私の国民年金についても父が加入手続を行い、保険料を納付していると思うので、この期間が未加入とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の国民年金保険料を両親及び兄の保険料と一緒に納付していたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたとする父親は既に死亡している上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえず、申立期間は国民年金の未加入期間であることから保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人の父親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月6日から47年1月1日まで  
私は、昭和46年10月から61年3月までA社B支店に勤務していたが、申立期間については厚生年金保険の被保険者期間が確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和46年10月分から同年12月分までの給与明細書及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間にA社B支店に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社B支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和47年1月1日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立期間当時の現場責任者は、「昭和47年1月になって、B支店の従業員数が厚生年金保険の新規適用を受けるために必要な5人を満たしたため、適用事業所としての届出を行った。」と証言しており、同僚も、A社B支店の厚生年金保険の新規適用以前における従業員数は5人未満であったと証言していることから、申立期間において、同社同支店は厚生年金保険の強制適用事業所としての要件を満たしていなかったものと推認できる。

したがって、給与明細書で確認できる厚生年金保険料については、控除されるべきではない保険料が控除されていたと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月14日から44年5月21日まで

私は、A社に就職し、途中でB社に移籍させられたようであるが、勤務場所も変わらず同じ仕事を継続していたのに厚生年金保険被保険者期間に空白があるのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は昭和43年11月14日にA社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、44年5月21日にB社において同資格を取得したとされているが、申立人に係る雇用保険の加入記録は43年11月30日まで確認でき、また翌12月1日からはB社において確認できる。

さらに、複数の同僚は、申立人が申立期間を通して同じ場所で同様の仕事をしていたと証言し、B社の元役員は、申立人が昭和43年11月15日からB社で勤務していたと証言している。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には健康保険被保険者証の返納年月日が昭和43年11月18日と記載されている上、B社が厚生年金保険の適用事業所になったのは44年5月21日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、複数の同僚及びB社の元役員からも、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない。

さらに、A社及びB社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の勤務期間及び申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたことを確認できる人事記録や給与台帳等の関連資料は無い上、A社において資格喪失し、B社で資格取得した同僚が二人いるが、二人とも申立人

と資格喪失、取得の日付が同じであり、同様に厚生年金保険期間に空白が生じている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。